

第6回「資産運用等に関するワーキング・グループ」議事次第

平成 28 年 3 月 30 日
午 前 10 時 ～ 12 時
日本証券業協会第 1 会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 日本の投資信託のガバナンスのあり方について

【プレゼンター】

伊藤見富法律事務所 弁護士

和仁 亮裕 氏

宇波 洋介 氏

(2) 東京国際金融センター（ファンドセンター化）の推進に向けて

【プレゼンター】

三井住友信託銀行 執行役員

菱田 賀夫 氏

(3) その他

3. 閉会

以 上

資産運用 Working Group

日本の投資信託のガバナンスのあり方について

— 米国の投資信託におけるガバナンスの取組みから学べるものはあるか？ —

2016年3月30日

伊藤見富法律事務所 (Morrison & Foerster)

和 仁 亮 裕

宇 波 洋 介

a. 投資信託におけるガバナンス

国際的な合意： IOSCO Examination of Governance for Collective Investment Schemes Final Report Part 1（2006年6月）, Part 2（2007年2月）

1. 「投資信託¹の投資家保護」とは、市場リスクから投資家を守るのではなく、投資家に投資信託への投資によるリスクを理解させることにある。
2. 「投資信託のガバナンス」とは、投資信託が、その関係者 (insider) の利益のためではなく、その投資家の利益のみのために効率的に組織され運用されるような投資信託の組織と運用に関する骨組 (framework) を意味する。
3. Recommendations (抄)
 - (1) 独立監視機構 (Independent Oversight Entities) が設けられ、投資信託の運用者やその関係者との利益相反状況を排除すべし。
 - (2) Independent Oversight Entities は投資信託の運用者やその関係者の支配や不当な影響力の外におかれるべきである。

¹ IOSCOペーパーの時点では金商法上の集団的投資スキームは登場しておらず、報告書は、日本については、投資信託についてのみ論じている。

a. 投資信託におけるガバナンス

- (3) Independent Oversight Entitiesは投資信託の運用者やその活動を監督する権限を持つべき。
- (4) Independent Oversight Entitiesは投資家の投資信託の財産や利益の腐食（erosion）や収奪（expropriation）を防止し、回避する適切なメカニズムが確実に動くようにする役割を果たすべきである。
- (5) Independent Oversight Entitiesは監督官庁や受益権者に報告する義務を負わされるべきである。

b. 米国の投資会社

1. 概論

参考文献： 野村亜紀子 海外の投資信託・投資法人制度（金融庁金融研究センター pp2011-8 2012年1月）
大塚正民＝樋口範雄 編著 現代アメリカ信託法（2002年）17頁以下（樋口担当）

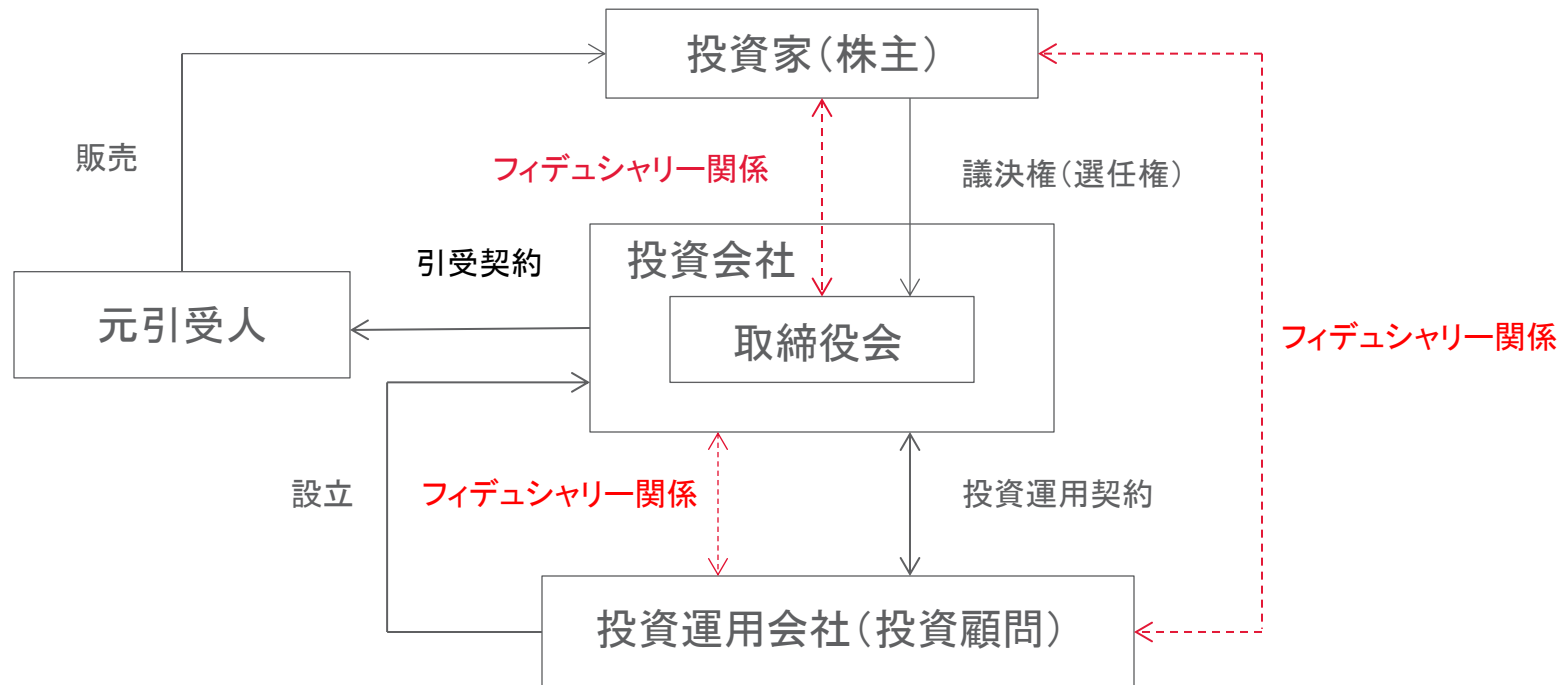
事業会社（business corporation）、事業信託（business trust）、リミテッド・パートナーシップの形態があるが、公募型オープンエンド投資信託の場合、メリーランド州法準拠の会社、マサチューセッツ州またはデラウェア州法準拠の信託の形態をとることが多いとされている。但し米国法では、倒産隔離、導管課税、信託（フィデューシャリー）義務等に関し、事業会社と事業信託の法的親近性は日本法に比べて非常に強い。従って、以下ガバナンスを論じるにあたって、事業会社形態の投資会社（上場されているオープンエンドのmutual fund）をイメージして論じることとする。²

² 米国では取締役会（board）を持たないUnit Investment Trustは、期中の有価証券の買付や売却を行わない、固定された有価証券のポートフォリオを運用するために用いられているとのことである。

b. 米国の投資会社

2. 米国の投資会社のガバナンス

参考文献: Federal Regulation of Securities Committee, ABA Fund Director's Guidebook (4th Edition) (2015)



b. 米国の投資会社

3. 適用される連邦法上の規制

投資会社法 (Investment Company Act of 1940)

証券取引委員会 (SEC) 規則

証券取引所 (Exchange) の規則

b. 米国の投資会社

4. 連邦法上のガバナンス規制

- (1) 投資会社の取締役の40%以上は独立取締役 (independent director) によって構成されなくてはならない (投資会社法10条(a)項)。



投資会社の取締役の過半数は独立取締役でなくてはならない (投信の販売費用を投信の資産から支弁することを認める適用除外規則12b-1を含むSEC規則0-1(a)(7)に定められたSEC Governance Standards)。



The Invest Company Institute (ICI) の推奨は3分の2以上の独立取締役。
The Mutual Fund Directors Forum (MFDF) の推奨は75%以上の独立取締役。



実際には大多数の投資会社 (2014年で83%) で独立取締役の数が75%を超えている。

b. 米国の投資会社

- (2) 当初の投資顧問契約については株主の承認が必要であるが、その更新については、取締役会の決議に付け加えて、独立取締役の過半数の承認を得る必要あり(投資会社法15条(c)項)。
- (3) 投資会社の外部公認会計士は取締役会の決議に付け加えて、独立取締役の過半数の承認を得て選任される必要あり。株主総会の承認も必要。
- (4) 投資方針の変更については株主の決議が必要であるが、独立取締役の関与は要求されていない。
- (5) 同じ構成の取締役が(同じ投資顧問会社が運用する)複数の会社の取締役に就任することも一般である(same fund complex)。
- (6) 米国投資会社法は、事業信託の形態を採る場合の信託の理事者についても同様の独立性を求めている。

b. 米国の投資会社

5. なぜそうなったのかー歴史

参考文献

Robert F. Radin and William B. Stevenson

“Comparing Mutual Fund Governance and Corporate Governance” 14-5
Corporate Governance 367 (2006)

Eric D. Roiter

“Disentangling Mutual Fund Governance from Corporate Governance” (5
Harvard Business Law Review (Fall 2015))

b. 米国の投資会社

Yacktman Fund 事件とNavellier Aggressive Small Cap Fund事件

独立取締役が既存の投資顧問を別の投資顧問に交替させようと株主総会における委任状勧誘を行ったが、当該投資顧問出身の他の取締役(執行部)は交替に反対し、株主総会での投票の結果、既存の投資顧問が据え置かれ、執行部は独立取締役を解任し、役員賠償責任を解約または失効させ、さらに一件では、退任した独立取締役に対し損害賠償請求訴訟を提起。独立取締役は投資顧問を変えることはできても、暫定投資顧問を選任するには株主の3分の2の賛成が必要であり、既存の投資顧問が抵抗している場合、株主は既存の投資顧問を支持しがち。新しい暫定投資顧問も見つけにくい。

そもそも、投資会社法が、最大60%の取締役を投資顧問会社側の人間にすることを認めているのは、取締役会の多数を独立取締役にしてしまうと、ポートフォリオ運用に関する投資顧問の権限が奪われるという批判を考慮した上での政策的な判断がある。(なお、Burks v. Lasker 441 U.S. 471参照)

b. 米国の投資会社

6. SECの挑戦

(1) 2001年に、SECは、投資会社法の60/40の取締役数の配分ルールを変えずに、SEC規則の適用除外を認める条件として、独立取締役が過半数を占めること、また独立取締役の後任についても独立取締役のみが指名または任命できるとした。この改正は業界ではスムーズに受け容れられた。また、投資顧問は投資会社の株主(投資家)に対して第一義的な責任と忠実義務を負うとされた。



2004年に、SECは、少なくとも75%の取締役が独立取締役であり、独立取締役のみが取締役会議長になれるという規則変更の提案を行うが、二人のSEC委員が反対(「議長が独立取締役だからと言って、投資信託の収益が上がる訳でもない。議長が執行部出身なのか、独立取締役出身なのかを開示すれば良いのではないか。」)



2004年、2005年の2回にわたりコロンビア特別区控訴裁判所は手続上の問題(cost-benefit analysis)で規則変更を無効とした。

b. 米国の投資会社

(2) 2003年以降、投資会社についても、上場されている一般事業会社のガバナンス同様のルールを適用しようとし、SECの定める委任状勧誘規則を適用しようとする。



ICIが反対



コロンビア特別区控訴裁判所によって否定される。

b. 米国の投資会社

7. SECのアプローチに対する批判

委任状勧誘規則は、信託法に基づいて設立された投資信託（取締役会ではなく受託者が運営）にはそもそも適用できないし、SECは投資信託特有のガバナンス上の特異性を見落としていたのではないかと批判されている。

8. 投資信託特有のガバナンス・ルールを求めて

(1) Chief Compliance Officer Rule

投資顧問の信認義務の遵守を監視するためにSECは2003年、投資信託がChief Compliance Officer（“CCO”）を設けるよう規則を制定。

CCOは投資会社の取締役会に直接報告することを求められる。

ただし、CCOの責任は投資会社に対するものであり、直接投資家に対して負うものではない。

b. 米国の投資会社

(2) The Portfolio Manager Compensation Rule

投資会社の役員（投資顧問会社の関係者であることが多い。）の報酬問題は投資会社の資産を運用する投資顧問会社の役員の報酬問題につながる。そして投資顧問会社の報酬は投資会社の業績に連動しているのかという問題となる。業績連動型の報酬は、開示されることになるが、報酬額決定に関し、投資会社の取締役の負担を軽くする効果あり。

c. 日本の投資信託

参考文献： 村木正雄「投資信託ビジネスはどう変わっていくべきか」(金融財政事情 2016年2月1日号 36頁)

岩原紳作「証券投資信託・コメント」鴻常夫編・商事信託法制(1998)168頁

森・濱田松本法律事務所編「投資信託・投資法人の法務」(2016)385頁

1. 概論

投資法人については、米国のガバナンス論は適用の余地あり。問題は契約型投資信託。

[契約型投資信託]

忠実義務及び善管注意義務(金商法42条)

フィデューシャリー関係？

信託受益権販売・顧客口座の管理

販売会社

信託受益権引受

信託銀行

設立及び運用指図(多数を占める委託者指図型投資信託の場合)

投資信託委託会社

フィデューシャリー関係？

c. 日本の投資信託

2. 契約型投資信託とガバナンス—投資家を守るのは誰か？

契約型投資信託については、信託法理に照らして契約関係を考えると、投資家を守る立場にあるのは信託銀行。しかし、信託銀行は「ハコとしての信託」あるいは「カストディー・サービス」を提供しているだけではないのか？



実務上、信託銀行は、投資家のために、どこまで投資信託委託会社の行動をモニターできるのか？

投資信託委託会社に直接の投資家保護責任を負わせることはできるか？投資家に直接の異議申立権を与えることはできるか？

なお、金商法42条は投資信託委託会社の権利者(投資家)に対する忠実義務(受託者責任)と善管注意義務を定めているが、具体的な内容は不明確。また、投資信託及び投資法人に関する法律(「投信法」)21条は投資信託委託会社の投資家に対する直接の損害賠償責任を定めている。また投信法13条は利益相反のおそれがある場合の投資家への書面交付義務を定めている。

c. 日本の投資信託

3. 明白かつ現在の問題点

- (1) 多数の小規模ファンドの存在(10億円未満が4割)(別紙1参照)
なぜ合併などして規模を大きくし、運用効率を上げられないのか？
- (2) 販売会社関係会社の役員の兼任による利益相反の可能性
投資信託委託会社の取締役は誰の利益のために行動しているか？
投資信託委託会社の独立取締役による牽制は難しいか？
顧客本位の商品選定になっているのか？
商品のリスクは顧客に十分に説明されているのか？
信託報酬制度とその内容の開示

c. 日本の投資信託

4. 日本版フィデューシャリーに基づくガバナンス

金融庁の考えるフィデューシャリー・デューティー:

「他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広いさまざまな役割責任の総称」(平成26事務年度金融モニタリング基本方針3頁、27年9月の金融行政方針にも踏襲されている。)

受託者責任、忠実義務、善管注意義務とどう違うのか？

金融庁のフィデューシャリー・デューティーは、利益相反の回避を中心とする従来の受動的な義務の考え方よりももっと広く、積極的な作為業務も含むもののよう
に考えられる。



金融庁の考えるフィデューシャリー・デューティーでは、受託者責任と同様内容はあいまい。しかし、フィデューシャリー・デューティーはもともとそういうものと割り切れば直接の契約関係に立たない者について適用することが可能。

金商法42条の定める忠実義務は、このフィデューシャリー・デューティーのコア部分を規定したものと解釈することはできないか？

c. 日本の投資信託

米国型モデルに従い、投資信託における投資家本位のガバナンスを徹底しようとするれば金商法、投信法の改正が必要だが、その前の段階として、金商法42条の理念に基づき、例えば、業界のガイドライン等で自主的にフィデューシャリー・デューティーの内容に明確性、実行可能性(ソフト・ローとしてのenforceability)を与えることはできないか？

例えば、各投資信託委託会社に、投資家のために各投資信託の運用を監視し、取締役会に報告・助言する会社から独立した委員から構成されるアドバイザー・ボードを自主的に設けることは考えられないか？

d. 将来への展望

1. 国内問題—小規模ファンド

手続上の問題以外にも販売慣行上の問題あり。

European Business Council: 個別受益者の事前の同意ではなく、事前の通知で合併等ができる手続を導入してはどうか？ (The EBC Report on the Japanese Business Environment 2015 at 29)

2. 国内問題—販売会社と投資信託委託会社の関係はインターネット取引増大で変わるか？

3. 国際問題—IOSCO提言の実施はどうなったのか？

世界的にリーマンショックのために忘れ去られた課題になっている模様。

“One size fits all” ではないにしても、米国の制度を頭においたガバナンスの検討は必要になるのではないか。

d. 将来への展望

4. 国際問題—APEC Asian Region Fund Passport

Statement of Understandingの前文b. v. で目標として、“maintaining the legal and regulatory framework which promote investor protection, fair, efficient and transparent markets for financial services....”と規定されている。

5. 何も知らない海外の人にも説明できる「透明性」の増進一手のつけられるところからの改革

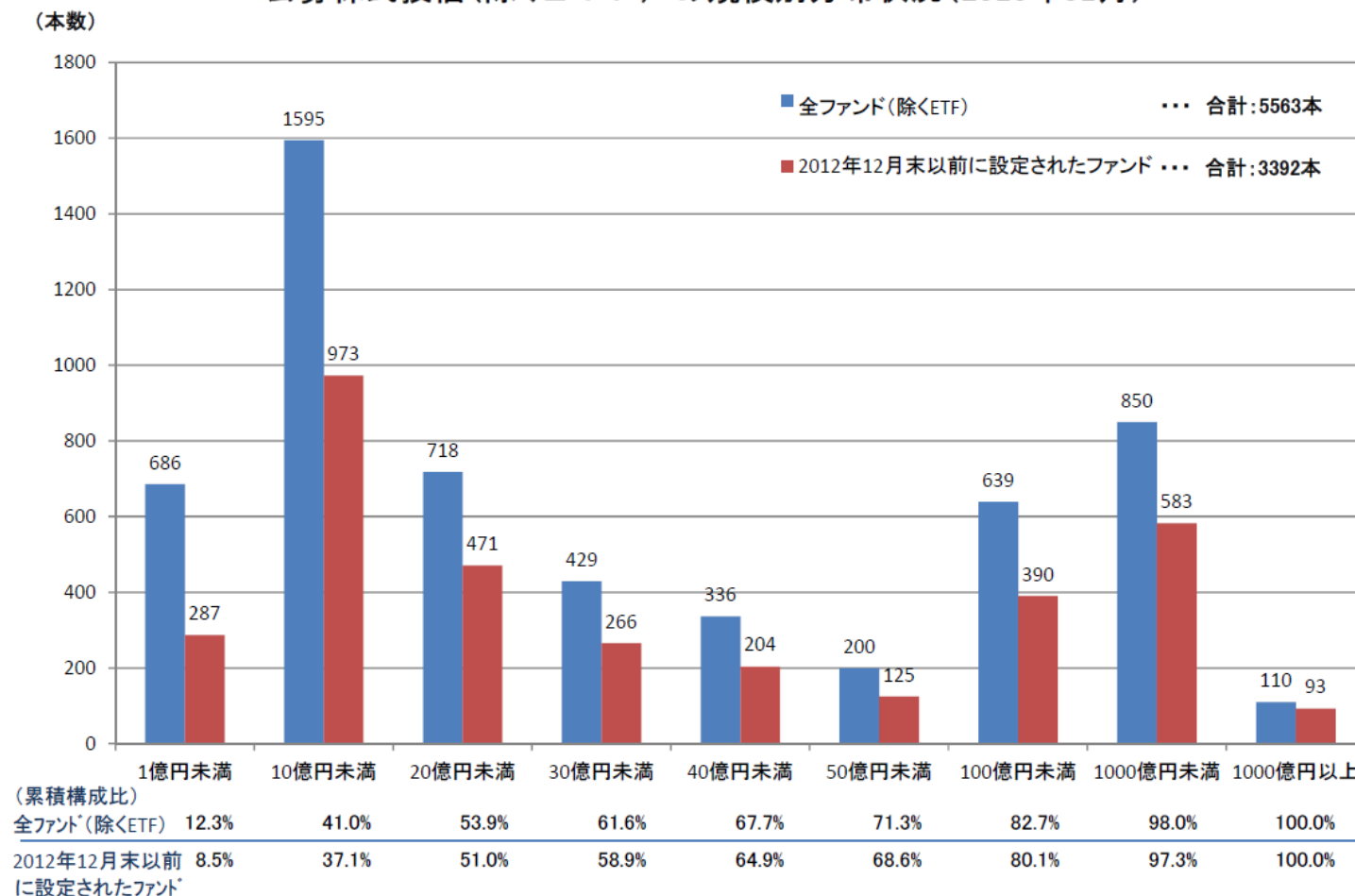
現在の投信法の設計を変えられないということであれば、先ずは自主ルール等による信託銀行、投資信託委託会社の忠実義務またはフィデューシャリー責任の内容の具体的明確化から手を付けるべきか？

6. 小括

「投資信託は誰のためにあるのか？」

別紙1

公募株式投信(除くETF)の規模別分布状況(2016年01月)



(JITA提供情報に基づく)



第6回資産運用等に関するワーキング・グループ

東京国際金融センター(ファンドセンター化)の推進に向けて
～資産運用・資産管理ビジネスの拡大～

2016年3月30日

項目		掲載内容	ページ
I	はじめに(議論の整理に当たって)	東京市場が目指すべき国際金融センター像 etc	---
II	投資運用業への新規参入促進のための環境整備	1. 新規参入事業者における参入のハードル(ビジネス課題認識)	8
		2. 今後想定される資産運用業を取り巻く環境変化	9
		3. 業務運営、業務環境整備	10
III	市場型金融機能の強化	1. 投信スキームの国際化検討について	15
		2. 海外市場への商品供給の観点から投信スキームとして解消すべき課題	18
IV	現行の証券投資信託の運営について	1. 投資信託の基準価額計算に係る運営(事実関係) 2. 基準価額計算、マテリアルポリシー検討における論点・課題	20

I. はじめに(議論の整理に当たって)

「東京国際金融センターの指針に関する懇談会報告書」2015年9月9日より
証券業・資産運用業がフロントランナーとして日本の経済成長けん引が期待される。

○ 東京市場が目指すべき国際金融センター像

- アジアでナンバーワンの国際金融センターの地位を目指す
⇔(外-外型)香港、シンガポール等を念頭に
- 本邦の産業・金融資源の活用(アジア随一の国内企業群、国内金融資産(1700兆円)の厚み)
- 国内、国外投資家の東京市場への投資促進と資産運用業の育成

○ 東京国際金融センター(ファンドセンター)では、東京市場の特性・長所を活かしたどのようなファンドビジネス(ビジネスモデル)を目指していくか

【主要な国際金融センターの機能イメージ】

《欧州》 機能特化型

- 資産運用フロント型:ロンドン(域内の資産管理業と分業)
- 資産管理ミドル・バック型:LUX、ダブリン(域内の資産運用業と分業)

《アジア》

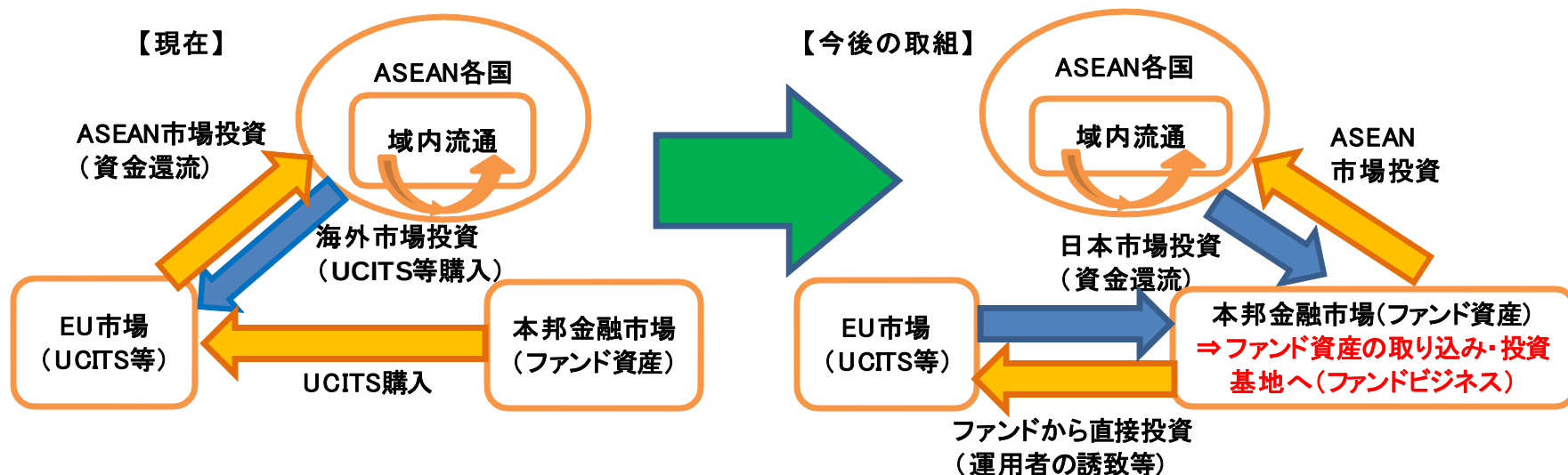
- 金融市場・資産運用型:香港(中国本土との関係を活用)
- 資産運用フロント・ミドル・バック型:シンガポール(域外のファンド運用・管理)

I. はじめに(議論の整理)

東京金融センターの目指す方向は？～成長産業のフロントランナーとなるためには

○目指す機能は？ 資産運用フロント・ミドル・バック型＋金融市場拡充型

- 資産運用業の参入促進には、ファンド運用資金の吸収が必要
 - ・国内 ⇒ 金融資産を活用しリスクマネー供給の流れの促進
 - ・国外の投資資金 ⇒ 国内金融市場及びファンド設定資金を通じ国外投資・国外販売へ
- 資産運用人材およびファンド管理人材の集積を通じ、ファンド拠点の機能を発揮（運用と管理の両輪）
 - ・本邦の金融資産、金融市場インフラ（ペーパーレス、投資家保護法制、資産の安全性）等を活用



I. はじめに(議論の整理)

(ご参考1)アジア域内の投信市場の状況

- アジアパシフィックの投信ファンド(ミューチュアルファンド)残高の増加(高成長)
2010年:3,263bn(USD)⇒2015年:4,510bn(USD)、年平均7.5%増加(⇒日本の成長率との比較)
- 海外ファンド(主にUCITS)の輸入が増加

アジア・パシフィック	ファンド国籍		2014年12月基準 販売(登録) ファンド数	2013-2014 伸び率
	Luxembourg	Ireland		
オーストラリア	8	11	43	16%
ブルネイ	4	-	4	New
香港	862	230	1,194	3%
日本	54	4	93	3%
韓国	344	19	364	11%
マカオ	604	165	862	-1%
ニュージーランド	1	1	2	-33%
シンガポール	1,878	499	2,740	13%
台湾	641	147	830	1%
販売(登録)ファンド数 - アジア・パシフィック	4,396	1,076	6,132	7%

(PWC: Benchmark your Global Fund Distribution 2015)



I. はじめに(議論の整理)

(ご参考2) UCITS等の欧米のファンドセンターの状況(ルクセンブルグ)

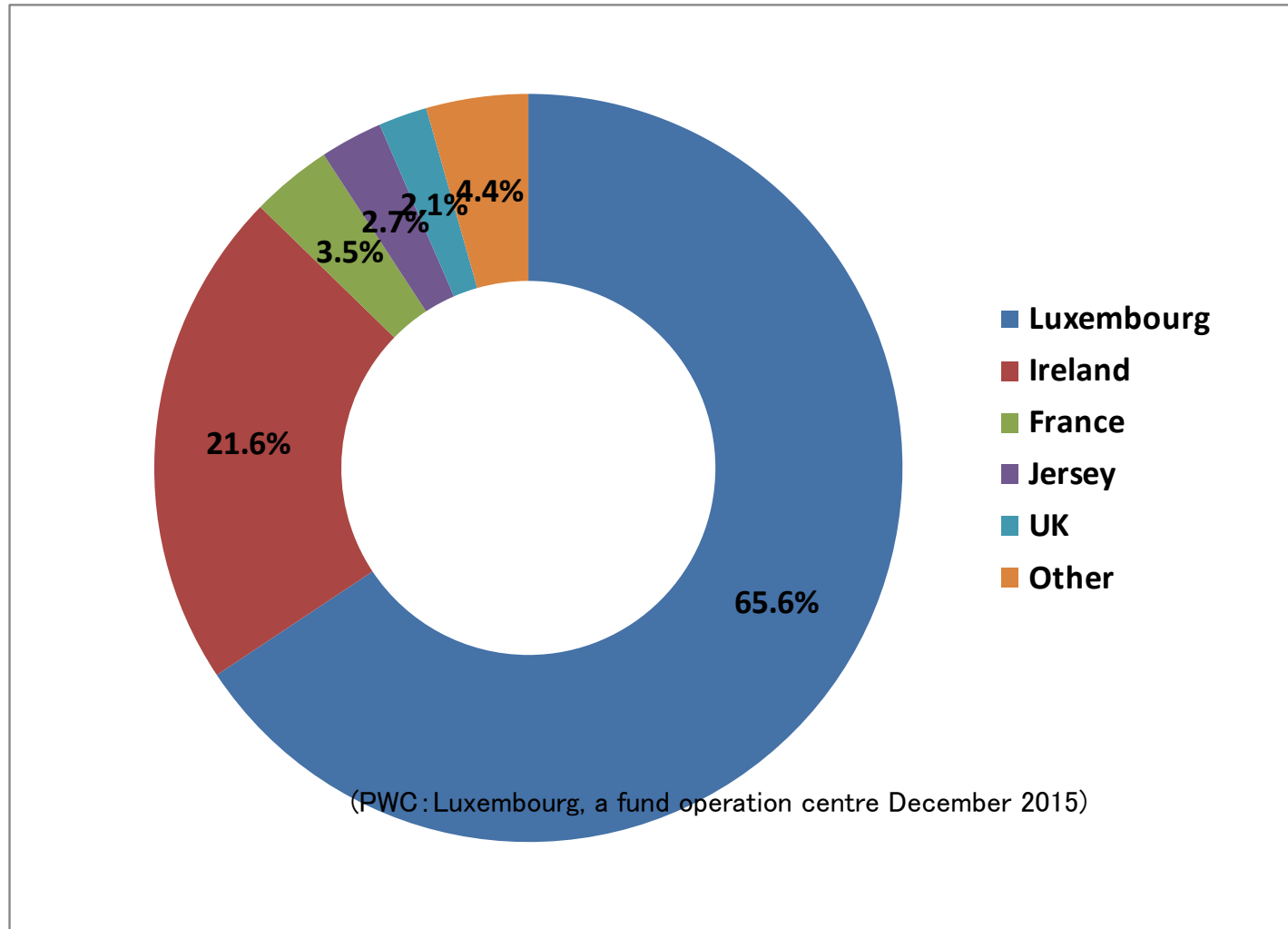
- 事業者の寡占化・集約化が進展している現状(欧米運用マネージャーとの導線)

○ルクセンブルグのファンドアドミ上位10社

2014年度 順位	アドミニストレーター	ファンド数	2014年12月基準 純資産総額 (億ドル)	2013-2014 伸び率
1	State Street	1,647	5,780	18%
2	J.P.Morgan Bank	673	5,127	11%
3	BNP Paribas	1,079	2,617	11%
4	BNY Mellon	374	2,508	16%
5	Brown Brother Harriman(BBH)	503	2,146	5%
6	RBC Investor & Treasury Services	946	2,045	-13%
7	Franklin Templeton International Services	101	1,608	-7%
8	CACEIS	971	1,548	19%
9	Societe Generale Securities Services	485	1,433	11%
10	UBS Fund Services	435	1,359	5%

(PWC:Luxembourg, a fund operation centre December 2015)

○欧州のクロスボーダー販売ファンドの国籍(2015年10月基準)



Ⅱ. 投資運用業への新規参入促進のための環境整備

- 以下、投資信託業務(不特定多数の投資家保護を要し管理レベルが高い)に係る資産運用業を想定した検討
(機関投資家ビジネスの業務への活用を視野に)

1. 新規参入事業者における参入のハードル(ビジネス課題認識)

①運用態勢(運用マネージャー以外の管理要員・ノウハウ)・費用面(固定費用)の負担

- 投資信託運用業での参入範囲の課題(投信委託会社のコア業務)
 - 運用ミドル・バック要員(経験者)の確保が困難(要員の固定費用負担も)
 - 商品プロダクトセットアップの負担(組成商品企画後の受託、販売までの一連の管理・運営の負担)
- ミドル・バック業務に係る課題
 - 投信ファンドの運営負担(投資判断以外のリスク管理、運用管理(資金繰り)、運用報告等)

②収益基盤の確保(運用資産の獲得、投信販売ルートの開拓)

- 運用実績を重視する本邦投資家(運用機関選択)、販売会社における運用会社情報の補足
 - 入手可能な情報(運用実績の少ない運用会社の運用プロダクト)の乏しさ等にも起因か

Ⅱ. 投資運用業への新規参入促進のための環境整備

2. 今後想定される資産運用業を取り巻く環境変化

(1) 市場型金融システムへの規制強化の方向(※)

※2007年の金融危機の反省により、先進各国は金融システム強化の政策(マクロプルーデンス)取り組みを実施

- ファンド等の投資行動、運用会社の投資行動に対する規制当局の監視、影響把握の取り組みの議論(金融安定化理事会(FSB)、国際証券監督機構(IOSCO)等)



●今後、市場型金融システムへの規制・監視強化は進められる方向

⇒ G20における非金融主体(シャドーバンキングシステム)の取引への規制(※)に重点

※ 銀行等金融機関に対する健全性、流動性等の規制はバーゼルⅢ、決済システム(清算機関等)への健全性規制等もFMI原則での枠組み合意、実施がスケジュール化。



●将来のコンプライアンスコスト増加への対応は業務運営上の課題に

⇒ アウトソースサービスの拡充による規制実施時に向けたサービス提供者の機能活用(管理データ利用、各種報告等に対応)

3. 業務運営、業務環境整備

(環境認識)

これまでのWGにおける議論、今後の環境変化(規制対応)を想定し、管理負担の増加が見込まれるミドル・バック業務のアウトソースニーズの高まり(運用会社)、アウトソースビジネス機会の拡大(受任側の事業者)の環境が想定される。

(1)ミドル・バックオフィス業務のアウトソース環境の整備

①信託銀行の受任に係る法規制

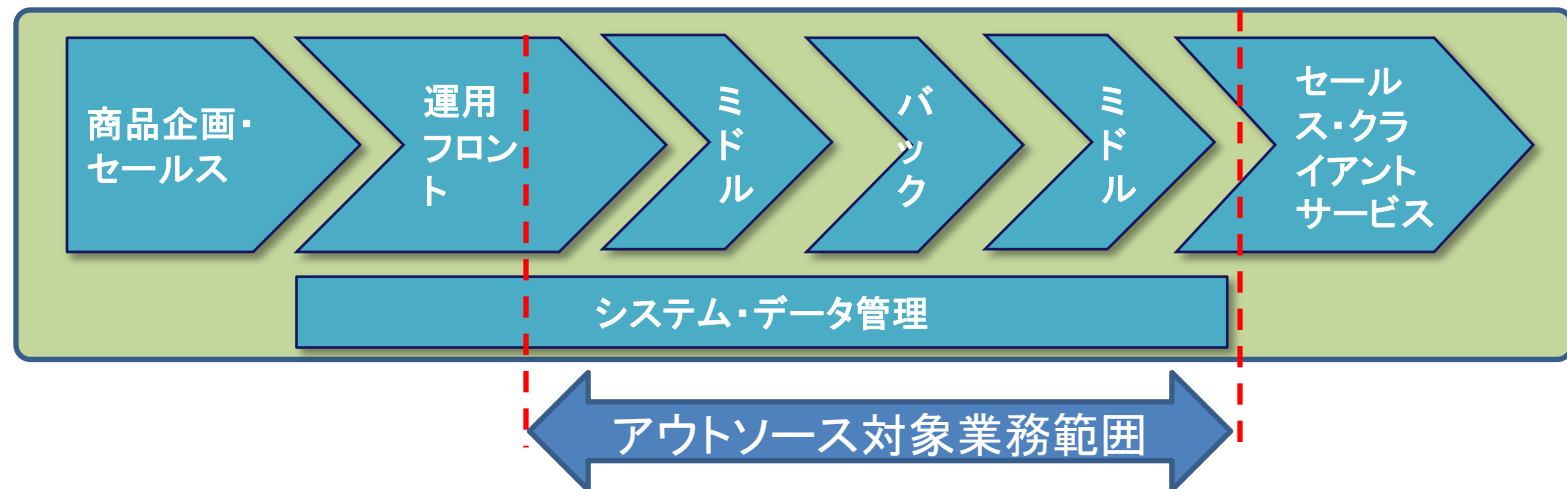
- 兼營業務「財産の管理に係る代理事務」(兼営法第1条第1項第7号イ)に該当すれば基本的には業務提供可能
- 提供業務の範囲・内容に応じた準拠性の確認は必要
⇒銀行の兼營業務であり、民・民の自由・任意の契約と異なる

Ⅱ. 投資運用業への新規参入促進のための環境整備

②ミドル・バックオフィス業務のアウトソース業務イメージ

- アウトソース提供者の投資信託、ファンド管理のバック・ミドル業務ノウハウの活用
 - 運用会社のアウトソースニーズの範囲に幅がある
 - ⇒ ミドル・バックのコア業務、運用フロント・リスク管理等の業務
 - 各事業提供者の提供業務範囲は、事業者毎に異なる(投資信託計理中心、広範なレポーティング等)
- ⇒ 利用者のニーズ、態勢(装備、要員)、投資プロダクト等に応じ、費用対効果等を勘案しアウトソースサービス範囲(利用範囲)を決定

○アウトソース業務のイメージ図



⇒ 投資信託計理は、投資信託協会の計理基準に準拠した管理(システム)が必要

(2)ミドル・バックオフィス業務のアウトソース環境の進展に向けて

①運用会社の態勢・ニーズに応じたアウトソース範囲の策定

- アウトソース提供者のサービス範囲・内容・調査判断
- アウトソース提供・サービス変更の柔軟性

アウトソース利用の状況：利用範囲に違いはあれ、アウトソース利用が約半数（当社調べ）

②アウトソース利用方針に基づく既存のサービス提供者のアウトソース機能活用

（既存の事業資源の有効活用によりコストセーブが可能）

⇒装置産業であり規模の利益が働きやすい（LUXのアドミ上位10社の管理資産の伸び参照）

※海外（LUX等では民間金融機関等がアドミサービス提供）

（ご参考）ファンドセンターの成功要因

- ・既存の事業者の事業基盤を活用
- ・ルクセンブルグアドミニストレーション業務の上位3社等

1：State（69.3兆）

2：JPMorgan（61.5兆）

3：BNP Paribas（31.4兆）

(3) アウトソースサービスの利用促進に向けて

① 委託に係る基準・規定の明確化…サービス事業化促進の観点

② 運用会社のアウトソース方針策定に相応の負担感

- ・運用会社: アウトソース業務の範囲、類型は区々(業務の標準化等がない)
- ・サービス提供者: 運用会社の区々、多様なニーズの把握が必要であり、効果的な事業化のハードルになる



③ 運用会社のアウトソース業務の範囲等の標準化、委託・受任側の標準化による利用促進が考えられる

- ・運用事務(フロント・ミドル)・管理事務(バック)の委託
 - ⇒ 投信法上委託に係る規定はなし(委託会社、受任者への委任契約として運営)
- ・UCITS等では、一般に業務機能を完全に外部委託(資産運用、アドミニストレーション、カストディ)
 - ⇒ 法令で条件を規定(委託可能な業務、委託先の監督方法、委託先の条件、当局通知・目論見書記載等)

○【例】業務委託の内容・範囲の明確化、委託元・委託先に係る条件・基準等の明確化

⇒ 事業参入者のビジネス判断(事業者要件)が容易となるのではないか

例: UCITS指令13条(管理会社の業務)

当局通知、管理会社の監督、投資運用の委託条件、管理会社の監督態勢、

委託先の条件(各機能会社間の利益相反等)、目論見書公示(委託先)

CSSF 2010年110条

(4) 運用会社の資産積み上げの支援

●運用会社の運用への信用力補完の観点から運用会社公表情報の充実を検討してはどうか

《 狙 い 》

【商品企画の目線】

- 運用会社情報(運用力、特色、バックデータ等)の公示・継続的なメンテナンス)があれば、商品企画・
- 販売の立場からより幅広く投資家、販社への運用会社紹介、商品仲介が容易となる可能性。

【販売会社の目線】

- 運用会社の特色等の情報入手により、リスクテイク可能な投資家紹介の利便が向上
※運用会社情報の外部定期検証等(継続基準)により信用力を補完することが考えられる。

●現行の運用会社情報開示

・ファンドの有価証券報告書(金商法第24条第5項)で委託会社の概況(事業、財務状況等)を公表(EDI-net)。

【課題】運用者の運用特性、運用力等の情報は公表されていない。

(設立後間もない会社は、財務情報等は不利な情報に働く懸念)

●公開プラットフォームによる運用会社情報(運用力、特色、バックデータ等)の公示の整備

⇒業界団体横断的な検討、機関投資家等の協力等も得て検討が考えられる。

○情報提供項目イメージ(例:企業年金連合会/マネージャー・エントリー制度を参照)

- ・会社概要(3月末)
- ・運用データ(リターン、資産残高、契約件数)
- ・運用プロダクトの概要(運用体制、投資プロセス、付加価値の源泉、パフォーマンス分析等)
※運用データは四半期ごと、その他は3月末時点で更新

※運用会社評価の提供情報の類型化で、運用態勢、経営基盤(運用の継続)等、運用者選定情報の入手が可能。

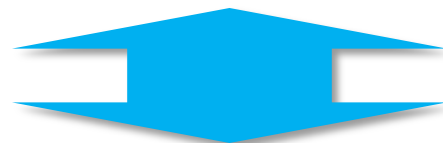
1. 投信スキームの国際化検討について

(環境認識)

(1) ARFP等、アジア地域におけるクロスボーダーの販売を想定した制度整備が進展

- 参加国の認識

- ✓アジア域内資金の域内投資の促進(域内のリスクマネー供給)
- ✓域内の金融市場及び金融産業の健全な成長

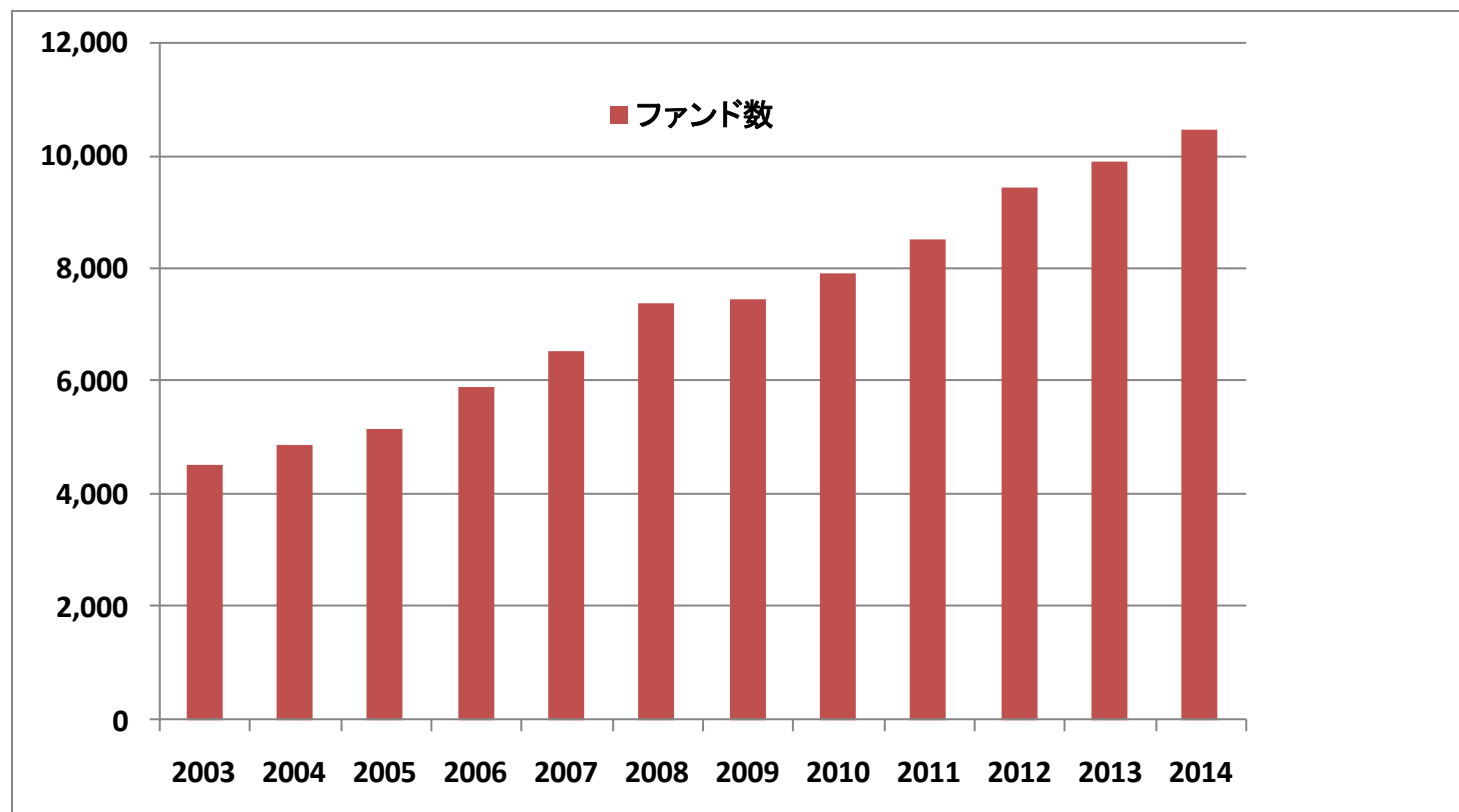


- ファンドビジネス拠点として他法域との競争力向上

(2) 非居住者からの投資呼び込み、東京金融センターハブ化の観点(問題認識)

- 今後、海外投資家に本邦の投資信託へ理解を高めていけるか(アジア地域における UCITSの販売・普及の現状に対して本邦の投信販売促進)
- 海外運用者、新規運用会社呼び込みの観点で投資信託スキームをどのように考えていくか(運用会社への運用委託の容易性(投資一任利用)、既存の運用態勢の活用)

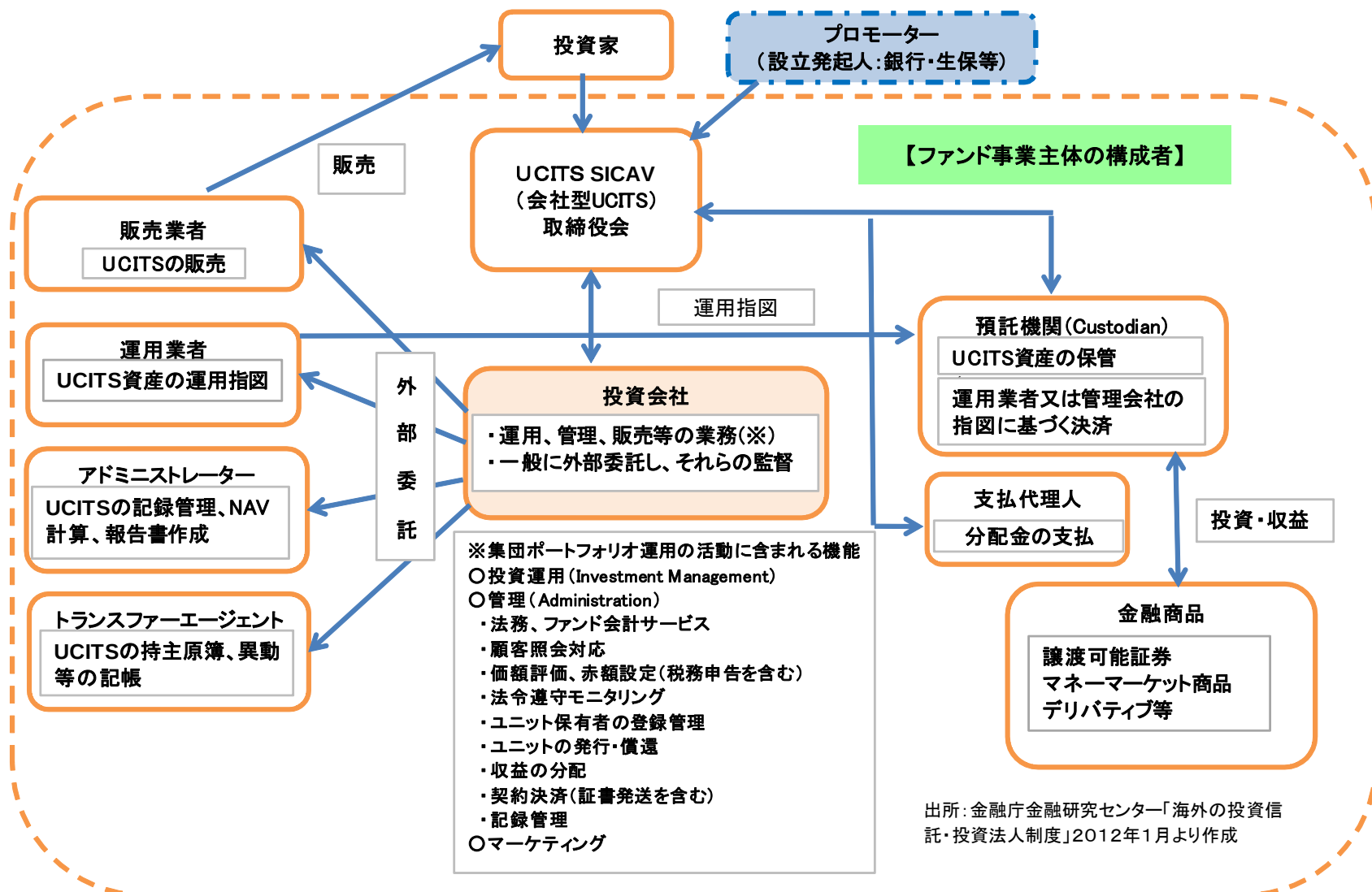
(ご参考) 国境を跨いだ投資信託販売の拡大・進展



(PWC: Benchmark your Global Fund Distribution Asset Management—March 2015)

Ⅲ. 市場型金融機能の強化

(3) 海外の投信制度の現状(制度の主流を占める契約型と会社型)の機能とプレイヤー ⇒ 主要市場(欧州のUCITS)の発展



Ⅲ. 市場型金融機能の強化

2. 海外市場への商品供給の観点から投信スキームとして解消すべき課題

(1) 主要な論点

【論点】	【委託者指図型】	⇔	【海外投資信託(会社型)】
投資家に対する責任	委託会社(商品組成・運用・報告)と信託銀行(財産管理)が任務分担して受託者責任を負う	⇔	投資会社(投資ビークルの事業体)が一元的に責任を有する
		⇔	【外部委託】 ⇒ 投資会社の委託先モニタリング、コンプライアンス態勢 【外部監視機関】 ⇒ 委託先の監視
		⇔	事業運営に係る基準(NAV訂正等)
投資家のガバナンス (ファンド運営に関する)	【受益者】 信託利益の受領、買取請求権(約款変更反対)	⇔	会社型の定款変更・合併は総会承認要…私的自治 ガバナンスに係る費用は一定程度が必要
投資ビークルの柔軟性 (種類投資口、ファンド併合等)	受益権は1種類(均等分割)	⇔	種類投資口の発行が容易 ファンド併合等が容易(投資家の会計上)
その他(税制)	租税条約の軽減税率適用の枠組み(パススルー性)を充足するか個別解釈残る(受益者受領時に課税)	⇔	租税条約の軽減税率適用の枠組み(パススルー性)が想定されている(OECD報告「CIVの利益に係る取扱」)

(2) 本邦において投資信託スキーム国際化を検討するに当たっての課題

① 委託者指図型投信(現行の投資信託)との関係・商品の棲み分け

- 投資家(受益者)との関係、販売会社等関係者との関係等の整理

② 法制上の課題

- 現行の投信法制上、委託者指図型投信と新投信スキーム(会社型・契約型)の位置づけ、制度上の整理が必要
- スキーム・関係者に係る法規制(金商法、投信法、信託法他)…新たに機能を担う事業者への法規制の在り方
- 振替制度・振替管理上の法整備(振替法における規定)

③ 振替管理制度(振替制度上の設計(投資信託・会社両面からの検討))

④ 税制関係(法人課税問題(会社利益の2重課税回避)および投資家税制

(無分配・再投資の非課税はできない可能性)

⑤ 事業設計・運営面(各関係者の事業判断における考慮等)

- 新投信スキーム対応と既存投資信託との2重管理負担
- 新信スキーム対応コスト軽減への考慮(既存事業者、本邦のインフラ機能を極力有効活用する等)
⇒ 検討領域、影響等の大きさから東京市場のファンドセンター化の戦略に基づく官・民横断的な検討(※)

※証券決済制度等の改革で、「証券受渡・決済制度改革懇談会」等で検討を行ったケースがある。

Ⅳ. 現行の証券投資信託の運営について

1. 投資信託の基準価額計算に係る運営(事実関係)

□基準価額照合による正確性確保運営の背景

- 委託者指図型証券投資信託(投信法第2条第4号)の委託会社と受託会社の基準価額算出
- 委託者指図型証券投資信託(契約型)は投信託法制、信託法制に基づいて、委託会社、受託会社双方が帳簿作成・管理運営しており、両者が基準価額算出が可能な制度。
- 基準価額は、報酬、費用及び消費税等の信託財産額計算上の基礎、追加型株式投資信託の分配金・譲渡損益の計算、所得税計算基礎であり、正しい価額であることが前提。(税法上)
- 委託者指図型証券投資信託(契約型)の法制、運営実態(委託会社、受託会社が算出・照合可能)と受益者の信頼性確保の観点から、基準価額照合運営が定着。(基準価額の過去訂正防止の効果)

2. 基準価額計算、マテリアルポリシー検討における論点・課題

□委託会社・受託会社・販売会社の遵法性(税法を含む)を確保し、 受益者からの訴訟リスクの回避が可能となるセーフハーバールール (適法となるアローアンス範囲の明確化)の法整備

- 投資信託法制等における委託会社、受託会社の帳簿作成等の規定(双方での帳簿、計算)
- 税法上の規定、源泉徴収義務者・納税者(消費税)責任
- 受益者の公平性、制度理解、(市場取引全般にdisclaimer(海外で一般的な少額差額取扱)等の慣行がない)の現状

【ご参考1】投信法制等に基づく法定帳簿の具備の規定

⇒ 委託会社は投信法、受託会社は信託法により投資信託財産に係る帳簿作成、保存義務。

IV. 現行の証券投資信託の運営について

【ご参考2】投信法制等に基づく法定帳簿の具備の規定

⇒ 委託会社は投信法、受託会社は信託法により投資信託財産に係る帳簿作成、保存義務。

委託会社	受託会社
○運用報告書の作成、交付義務(投信法第14条) ○投資信託財産に関する帳簿作成・保存義務(投信法第15条、投信法規則第26条) 1.信託勘定元帳 2.分配収益明細簿 ～ 7. 受益証券基準価額帳	○信託事務に関する計算、信託財産に係る帳簿作成・保存義務(※)(信託法第37条) ※信託事務計算上(報酬、税金等の費用計算上)基準価額が必要。

基準価額に基づく投資信託の財産計算、受益者収益分配等の実務

委託会社	受託会社	販売会社(利子・配当等の取扱者)
○投資信託財産の帳簿作成、運用報告書の作成の基準価額(純資産)が必要。	○信託事務計算上(報酬、税金(消費税)等の費用計算上)基準価額(純資産)が必要。 ・同右(消費税の場合も同様)	○追加型株式投資信託の受益者毎取得元本(個別元本方式)管理 ・期中の売却・償還、分配時(普通分配金・特別分配金)の源泉徴収計算の基礎(税法上の元本)に使用。 ・源泉徴収額の過少申告となる場合は延滞税が発生。(国税通則法第60条第1項第2号) ・受益者取得元本、利子配当等の通知等に影響。

【ご参考3】

- LUXにおけるNAV calculation errorの規定(CFFS CIRCULAR 02/77)
 - ⇒ NAVエラー時の投資家保護と投資ルール遵守違反の訂正
- NAVの訂正基準⇒キャッシュファンド:0.25%～株式・その他ファンド:1.00%
 - ⇒ アドミニストレーターの当局通知義務の閾値、補償額EUR2.5万
- 投資家への現状回復は原則、プロモーターまたはアドミニストレーター負担

倫理綱領

平成 16 年 12 月 16 日制定

平成 19 年 11 月 22 日改定

平成 25 年 11 月 14 日改定

平成 28 年 3 月 17 日改定

一般社団法人 信託協会

信託は、受託者が委託者から財産の移転等を受け、受益者のために、その管理・運用を行う制度である。信託の本質は、委託者・受益者からの受託者に対する高度な信頼にあり、受託者は、その信頼に応えるため、受託者責任を誠実に果たし、信託業務を遂行することが求められる。

また、受託者は、自らに課せられた法令等を厳格に遵守することはもとより、経済・社会の一員として社会規範を誠実に遵守することが求められる。

さらに、受託者は、その専門性を発揮し、創意工夫により、信託制度が有する柔軟性、多様な機能を存分に活かし、社会のニーズに即した商品・サービスを提供することで、経済・社会の発展に貢献することが求められる。

ついては、信託制度の更なる普及・健全な発展を図る観点から、ここに「倫理綱領」を定める。

信託協会加盟各社は、信託の担い手として自らに負託された信頼の重みを認識し、社会からの信頼を維持・確保するために、信託業務を遂行するにあたり、倫理綱領を遵守するものとする。

I 受託者責任

受託者は、受益者のために、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務などの受託者責任を負う。このような受託者責任を誠実に果たし、信託業務を遂行する。

第 1 善管注意義務（専門性の発揮）

- ① 信託業務を行うにあたって、専門性をもった信託サービスの担い手として適切な注意を払い、受益者の保護およびその利益を実現する。
- ② 委託者・受益者の信頼に応えるべく、専門性の維持・向上と、倫理意識の涵養に不断の努力を傾注する。

第 2 忠実義務（利益相反管理）

- ① 受託者は、もっぱら受益者の利益のために信託業務を行う。
- ② 信託業務の処理にあたっては、利益相反行為を適切に管理する。

第 3 分別管理その他の義務の履行、適切な情報提供

- ① 信託財産の適切な分別管理その他の受託者の義務を的確に果たす。
- ② 信託の引受けにあたっては、委託者の知識、経験、財産の状況および信託契約を締結する目的を確認し、必要な説明を行う。また、信託の引受けを行った後、委託者・受益者に対し信託業務に係る報告を適切に行う。

Ⅱ 受託者の役割と責務

受託者は、法令等を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、社会とのコミュニケーションに留意しつつ、信託業務を遂行する。

第4 法令等の誠実かつ厳格な遵守

- ① 受託者に課せられた法令等を厳格に遵守することはもとより、経済・社会の一員として課せられた社会規範を誠実に遵守する。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。

第5 社会的使命の認識と社会とのコミュニケーションの促進

信託制度の更なる普及・健全な発展を図るべく、信託の担い手として果たすべき社会的使命を認識し、社会との積極的かつ適切なコミュニケーションを図るよう努めるとともに、「良き企業市民」として社会貢献活動や環境問題などに積極的に取り組む。

倫理綱領の解説

(信託制度)

- ✓ 信託制度は、委託者から財産の移転等を受け、受託者が財産の名義人となり、受益者のためにその管理・運用を行う財産管理制度である。財産の所有権等を移転するものであるから、委託者・受益者からの受託者に対する高度な信頼関係が存在することが前提となる。受託者は、その信頼に応えるため、信託法において課せられる受託者責任、および信託業法等において特に営業受託者に課せられる受託者責任を誠実に果たし、信託の目的に従い受益者のために信託財産の管理・運用を行う必要がある。
- ✓ 信託業務の遂行にあたっては、受託者は、信託法・信託業法等のほか、取り扱う業務の内容に応じて、関係する様々な法令等を遵守して信託業務を遂行する必要がある。また、高度な信頼関係をその存立基盤とする受託者にとって、単に法令等の遵守にとどまることなく、経済・社会の一員として社会規範を誠実に遵守し、健全性の維持向上に努め、自らへの信頼をゆるぎないものとすることは不可欠なことといえる。
- ✓ 信託制度は、財産管理機能、転換機能、倒産隔離機能等の多様な機能を有しており、顧客および社会の多様なニーズに応じ、これらの機能を柔軟に組み合わせ、商品・サービスとして提供することができる。受託者は、その専門性を発揮し、創意工夫により、信託のもつ機能を正しくかつ存分に活用し、顧客のニーズに応え、ひいては経済・社会の発展に貢献していくことが重要である。

(倫理綱領制定・改正の経緯)

- ✓ 大正 11 年に信託法・信託業法が制定された。以降、受益者保護に優れた信託制度は、その柔軟性と有用性を活かし、その時々々のニーズを捉えた商品・サービスが主として商事分野で提供されることにより、わが国の経済・社会の基本的インフラとして着実に発展を遂げてきた。
- ✓ 平成 16 年には、信託業法が改正・施行された。信託業の担い手が拡大され、金融機関以外にも信託業に参入することが可能となった。そこで、信託協会では、信託協会加盟各社が、信託の担い手として自らに負託された信頼の重みを認識したうえで信託業務を遂行し、社会からの信頼を維持・確保することを目的として、同年に倫理綱領を制定した。
- ✓ その後、平成 18 年から平成 19 年にかけて信託法が改正・施行され、あわせて信託業法も受託者の義務等について再改正された。平成 19 年には、これら信託関連法の改正内容を反映させるとともに、反社会的勢力との対決姿勢や企業の社会的責任に関する取組みを明確化する改正を行った。
- ✓ 直近では、平成 25 年に反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを更に推進するための改正を行った。

(今回の改正の背景)

- ✓ 信託制度に対するニーズの多様化に伴い、受託者に求められる役割は多様化し、かつ、信託業務の内容も高度化してきている。税法等の改正を受けて創設された教育資金贈与信託などの新たな信託商品・サービスの受託が堅調に推移するなど、信託の利用者

および利用形態が拡大してきている。

- ✓ スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードが制定されるなど、受託者に求められる「受託者責任」という概念が幅広い分野で使用され、社会一般にも浸透しつつある。金融行政においても、信託に限らず「フィデューシャリー・デューティー」の概念を浸透させる取組みが進められている。
- ✓ このような背景を踏まえ、改めて営業受託者としての責務を確認し、もって信託制度の更なる普及と健全な発展に資するため、倫理綱領を改正するものである。

(本倫理綱領の対象等)

- ✓ 本倫理綱領は、信託協会加盟各社が行う信託業務を対象とする。併せ営む銀行業や兼業業務その他の業務については直接の対象ではないが、それらの業務についても、内容や性質等に応じて、本倫理綱領の趣旨を生かしていくことが期待される。
- ✓ 本倫理綱領の遵守にあたっては、信託協会加盟各社のトップ自らが率先垂範して取り組み、確固とした企業倫理の構築に努めることが重要である。それとともに、全ての役職員が本倫理綱領の意義を理解し自らのものとするにより、それぞれの信託業務において具体的に実践していくことが期待される。

(用語・概念の整理)

- ✓ 本倫理綱領における「受託者責任」、「フィデューシャリー・デューティー」とは、前者は信託法・信託業法等に基づき法的に受託者に履行が求められる義務を指し、後者は受託者責任を超えたより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）の実践を含むものである。後者については、着眼点・取組みの例を具体的に記載しているが、信託協会加盟各社の業容・業務の特性等を踏まえ、必要に応じて参考にされるべきものである。

I 受託者責任

受託者は、受益者のために、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務などの受託者責任を負う。このような受託者責任を誠実に果たし、信託業務を遂行する。

第1 善管注意義務（専門性の発揮）

- ① 信託業務を行うにあたって、専門性をもった信託サービスの担い手として適切な注意を払い、受益者の保護およびその利益を実現する。
- ② 委託者・受益者の信頼に応えるべく、専門性の維持・向上と、倫理意識の涵養に不断の努力を傾注する。

- ✓ 受託者は、多様化・高度化する信託に対する社会のニーズに応えるため、信託制度の有する多様な機能を存分に活用し、高い専門性をもった信託サービスを提供していくことが求められている。信託サービスの提供にあたっては、信託の目的を達成すべく、専門家としての能力を発揮し、善良な管理者の注意をもって信託業務を遂行することにより、受益者の保護とその利益の実現を図る必要がある。
- ✓ 高い専門性をもった信託サービスを提供していくため、受託者は、その取り扱う信託業務の内容に応じて、人材育成を含めた体制整備を行うことにより、自らの専門的な

能力の高度化に継続的に努める必要がある。それとともに、信託制度は受託者に対する信頼をその基礎とすることから、受託者は、委託者・受益者の信頼に応える高い倫理意識の堅持に努める必要がある。

- ✓ 受託者は委託者・受益者から高度な信頼を受けていることから、信託業務は、受託者自らが行うことが原則である。しかし、自らが行うよりも高い能力を有する専門家を使用する方が適当である場合あるいは自らが行うよりも費用等の面で効率的である場合等、信託の目的に照らして相当と認められる場合には、信託業務の委託が認められる場合がある。その場合、委託先が信託の目的に照らし信託業務を的確に遂行できる能力を有しているか、継続的に確認等を行う必要がある。

「フィデューシャリー・デューティー」を果たしていくための業務運営（例示）

<体制整備>

（資産運用業務／資産管理業務共通）

- ・ 資産運用・資産管理に係る方針の明確化
- ・ 十分な知識、経験を有する役職員の配置
- ・ 高度専門人材の採用
- ・ 役職員に対する教育・研修の実施
- ・ 役職員に対する適切なインセンティブ（目標・評価）の設定

<顧客利益との適合、顧客利益の最大化の追求>

（資産運用業務）

- ・ 投資家と相対して、顧客の知識、経験、財産の状況および運用目的等について把握
- ・ 運用商品の属性に応じたリスク・リターン特性等に関する説明を実施
- ・ 顧客との合意に基づき、運用ガイドラインの提示を受け、それに沿った運用を実施

（資産管理業務）

- ・ 制度改革の進展、顧客の投資スタイルの多様化等を踏まえた事務・システム等の高度化・合理化を実施

<適切なリスク管理>

（資産運用業務）

- ・ 運用財産の状況や顧客の資産状況等を十分に把握したうえでの適切なリスク管理の実施
- ・ 他の運用業者に運用権限を委託する場合、あるいは他の運用業者が運用する商品に投資する場合における、適切なリスク管理の実施

第2 忠実義務（利益相反管理）

- ① 受託者は、もっぱら受益者の利益のために信託業務を行う。
- ② 信託業務の処理にあたっては、利益相反行為を適切に管理する。

- ✓ 受託者は、信託業務を行うにあたっては、受益者の最善の利益に資することのみに専

念し、自己または第三者の利益を優先しない。

- ✓ 受託者は、利益相反の質・程度に応じて、禁止または一定の手続をとる等の利益相反管理を行うものとする。信託業務を行うにあたり、受益者の利益と自己または第三者の利益が衝突する取引を適切に把握し、その取引の内容・類型等に応じて、適切な処置をとる必要がある。

「フィデューシャリー・デューティー」を果たしていくための業務運営（例示）

＜利益相反管理態勢の構築＞

（資産運用業務／資産管理業務共通）

- ・利益相反管理方針（概要）の公表
- ・方針に基づいた社内規程の整備、管理部署の設置
- ・利益相反のおそれある取引の特定
- ・情報遮断、顧客同意取得・顧客への情報開示、取引条件・方法の変更、当該取引の中止等取引の性質に応じた適切な手段による管理

＜外部有識者等の活用＞

（資産運用業務／資産管理業務共通）

- ・投資家目線での商品開発へのアドバイスや、顧客利益の最優先、利益相反管理の実効性についての検証等に関し、社外役員や外部有識者等を活用

＜報酬体系の整備＞

（資産運用業務／資産管理業務共通）

- ・信託報酬を含む手数料の考え方の明確化

＜適切な議決権行使＞

（資産運用業務）

- ・議決権行使に関するガイドラインの作成および公表
- ・発行体との対話の内容等を踏まえた適切な議決権行使
- ・議決権行使結果の公表

第3 分別管理その他の義務の履行、適切な情報提供

- ① 信託財産の適切な分別管理その他の受託者の義務を的確に果たす。
- ② 信託の引受けにあたっては、委託者の知識、経験、財産の状況および信託契約を締結する目的を確認し、必要な説明を行う。また、信託の引受けを行った後、委託者・受益者に対し信託業務に係る報告を適切に行う。

- ✓ 信託の主要な機能の一つとして倒産隔離機能があるが、信託財産に属する財産と固有財産および他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理を行うことがその前提となる。このため、分別管理を的確に行う必要がある。その他、受託者は帳簿等の作成、報告、保存等の受託者に課せられた義務を適切に行う必要がある。

- ✓ 信託業務を行うにあたっては、引受けの前後を通じて、顧客に対して適切に情報提供（説明・報告）を行うことが重要である。
 - 信託の引受けにあたっては、顧客からその知識、経験、財産の状況および信託契約を締結する目的の聴取に努め、高い専門性をもった信託サービスの提供者として、顧客の的確な商品選択の判断に資する情報を正しく開示し、情報の非対称性にも配慮した分かりやすい説明を行う。
 - 信託業務に係る状況につき、情報を正しく開示（報告）するとともに、分かりやすい説明を行う。

Ⅱ 受託者の役割と責務

受託者は、法令等を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、社会とのコミュニケーションに留意しつつ、信託業務を遂行する。

第4 法令等の誠実かつ厳格な遵守

- ① 受託者に課せられた法令等を厳格に遵守することはもとより、経済・社会の一員として課せられた社会規範を誠実に遵守する。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。

① 法令等の誠実かつ厳格な遵守

- ✓ 信託サービスを提供するにあたっては、信託法・信託業法等のほか、取り扱う業務の内容に応じて適用される、銀行法、金融商品取引法、独占禁止法、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法等の法令等を誠実かつ厳格に遵守する必要がある。
- ✓ 企業経営に関して、経済・社会の一員として一般的に求められる義務・責任（例えば、会社法が定める取締役・監査役・執行役などの義務・責任、株主の権利行使に関する利益供与の禁止）を果たすとともに、反社会的な行為（例えば、刑法が定める犯罪行為）などが生じないよう、経済・社会の一員として課された社会規範を誠実かつ厳格に遵守する必要がある。
- ✓ 情報管理の重要性を認識し、顧客等の情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。職務上知り得た情報を他に漏らし、また利用しないよう徹底する必要がある。特に個人情報については漏洩等の防止に向けた安全管理措置を構築し管理を徹底する必要がある。
- ✓ 受託者責任、法令等および社会規範の誠実かつ厳格な遵守（コンプライアンス）を確実なものとするよう、自らが営む業務の規模、特性などの実情に合わせ、必要な社内規則の整備、遵守状況のモニタリング（引受審査、内部監査、経営層へのレポート等を含む）等内部管理体制を確立し、継続的に改善を行っていく必要がある。

② 反社会的勢力との関係遮断

- ✓ 健全な市民社会の形成に寄与するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する必要がある。このため、経営トップ自らが反社会的勢力に対して常に毅然とした態度で臨み、これら勢力とは、自社での取引のみならず、

他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する方針を示す必要がある。

- ✓ その示された方針に基づき、平素より反社会的勢力への対応に向けた社内体制を整備するとともに、関係当局等外部との連携を保つ必要がある。

第5 社会的使命の認識と社会とのコミュニケーションの促進

信託制度の更なる普及・健全な発展を図るべく、信託の担い手として果たすべき社会的使命を認識し、社会との積極的かつ適切なコミュニケーションを図るよう努めるとともに、「良き企業市民」として社会貢献活動や環境問題などに積極的に取り組む。
--

- ✓ 信託制度の更なる普及・健全な発展を図るべく、消費者など利用者の意見・要望を傾聴し、社会のニーズに適合した利用価値の高い信託サービスの開発・提供に努める必要がある。
- ✓ 信託サービスの提供者として、顧客の的確な商品選択の判断に資するのみならず、よりよい信託サービスの開発・普及のため、金融リテラシーの向上と金融知識の普及・啓発に努める必要がある。
- ✓ 経済・社会の一員として、企業活動において会社法や金融商品取引法に基づいて株主・顧客に対して開示することが求められる経営情報を、適時・適切に開示する必要がある。
- ✓ 企業の社会的責任を踏まえ、信託の担い手として果たすべき社会的使命の重要性を認識し、社会との積極的かつ適切なコミュニケーションを図るよう努める必要がある。
- ✓ 信託制度は健全かつ持続的に発展する社会があって初めて成り立つものであることを自覚し、自ら「良き企業市民」として社会貢献活動、環境問題などに積極的に取り組む必要がある。